

指定金融機関を通じた危機対応業務の概要

内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等に対応するため、主務大臣(財務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣)による危機認定がなされた場合に、「指定金融機関」が日本政策金融公庫からの信用供与を受け、事業者に対する必要な資金の貸付け等(危機対応業務)を行うもの。

政府

- ・出資
- ・資金の貸付け
- ・補給金交付

・指定

(株)日本政策金融公庫

【危機対応円滑化業務勘定】

指定金融機関との協定締結の上、リスク補完等を実施

危機対応円滑化業務

①貸付け

(ツーステップ・ローン)

長期・短期資金の貸付け

償還(元金・金利)

②損害担保

非弁済額の一部補てん

補償料の支払

③利子補給

利子補給金の交付

指定金融機関

・主務大臣が危機を認定した場合には、公庫からのリスク補完等を受けて、貸付け等の「危機対応業務」を実施

(株)商工組合中央金庫

(株)日本政策投資銀行

民間金融機関

民間金融機関

危機対応業務

設備資金貸付け等

長期・短期資金の貸付け等

社債の買取

損害担保

事業者